

市町村におけるスポーツ振興に関する基本計画策定について
ー東北地方に着目してー
The formulation of the master plan of the municipal sports policy in Tohoku area
1K07B003-5 秋葉 純
指導教員 主査 木村和彦 先生 副査 間野義之 先生

【目的】

文部科学省は、2010年8月26日に「スポーツ立国戦略」を公表した。今後の日本のスポーツ政策の基本方向性を示すものとして、10年間で実現すべき政策目標が設定されている。日本のスポーツ政策はこの計画をもとに進められていくことになる。

1961年に制定されたスポーツ振興法において文部科学大臣が国の「スポーツの振興に関する基本的計画」を策定し、また都道府県および市町村の教育委員会または長が地方の実情に即した「スポーツの振興に関する計画」を策定することを定めている。しかし、国が「スポーツ振興基本計画」を初めて策定したのは2000年のことであった。国のスポーツ振興基本計画策定を機に、現在ではほとんどの都道府県でスポーツ振興計画が策定されている。一方で、市町村ではスポーツ振興計画の策定が依然として進んでいないと耳にする。これらの現状を踏まえ、本研究では、市町村のスポーツ振興に関する計画に焦点を絞り

1. 市町村のスポーツ振興に関する計画の策定状況
2. 市町村のスポーツ振興に関する計画策定への国の計画の影響
3. 市町村がスポーツ振興に関する計画策定に至らない理由

以上の3点を明らかにすることを目的とする。

【方法】

本研究では、インターネットによる予備調査、電話による調査を行った。

1. 調査対象:東北地方の全228市町村
2. 調査方法:電話による口頭質問。状況によっては、FAX、メールによって質問項目を送付し、メールや電話で回答を得た。
3. 調査期間:2010年11月11日～11月22日
4. サンプル数:228

【結果】

調査の結果、市町村のスポーツ振興に関する計画は3つの策定パターンがあることがわかった。1つはスポーツ振興に関する単独の計画を策定しているものである。次に市町村の総合計画内でスポーツ振興に関する計画を策定しているパターンである。最後に市町村の教育振興計画内でスポーツ振興に関する計画を策定している場合もあつ

た。さらに、スポーツ振興に関する単独の計画を策定中の市町村、スポーツ振興に関する計画未策定の市町村があった。その割合として、単独の計画23.7%、総合計画内に策定38.2%、教育振興計画内に策定20.6%、単独の計画策定中5.3%、未策定12.3%であった。他の計画中でスポーツ振興に関する計画を策定している市町村が61.9%と大きな割合を占めた。

70%の市町村が国のスポーツ振興基本計画の影響を受けたと回答した。計画の内容への影響を調査した結果、スポーツ環境整備の一環である総合型地域スポーツクラブに関する内容は54.3%の計画で確認できた。しかし、子供の体力向上に関する内容24.5%、競技力向上に関する内容30.9%しか確認できなかった。他の計画内で策定されているスポーツ振興に関する計画は平均1.99ページと単独の計画の平均42.25ページと比較すると、明らかに少なく内容も制限されると考えられる。そのため、内容への国の影響は大きくなかったと思われる。

スポーツ振興に関する計画を単独で策定しない理由として、現在の計画で充分であるが50%の割合を占めた。その他、スポーツ政策の優先度が低い19.1%、小規模の市町村である14.7%、行政の人員削減10.3%、市町村合併3.7%、スポーツ施設がない2.2%との理由が挙げられた。市町村においてスポーツ振興以外のより大きな問題が存在し、スポーツ政策は優先度が低い。そのために現在の計画で充分であると判断していると考えられる。

【考察】

スポーツ振興に関する計画を他の計画内で策定している市町村が6割強存在し、そのほとんどの市町村で現在の計画で充分としている。3年ほどの周期で多くの部署をまわる公務員が、長期的な視点に立ち、地域のスポーツ振興を円滑に進めるためにスポーツ振興に関する単独の計画が必要であると考え。しかし、小さな行政といった無駄を削ぎ落とした行政改革が現在進められている。その中で、人員も削減され職員にかかる負担やスポーツ振興に関する知識を持った職員が不足している。そのために現在の他の計画内での策定が多くなっていると考え。これから職員数、まして専門の知識を持った人が増えるとは考えにくい。今後は、スポーツ立国戦略でも言及がある「新しい公共」という市民、事業者、行政の協働によって問題を解決いき、市町村を構成する人々が手を携え、担っていく公共がスポーツ振興でも期待される。